

# 金融システム改革の次を読む

## 地域金融機関の不良債権処理の促進

政府は、02年秋に金融再生プログラムを策定し、その中で大手銀行に05年3月末を期限に総与信に占める不良債権の比率を02年比で半減させるという目標を課した。

04年9月中間決算によれば、みずほ、三菱東京が3%台、三井住友ファイナンシャルグループで4%台に低下、UFJも05年3月末には目標を達成する見通しだという。

これは、この10年間、毎年「峠を越した」と言い続けながら、そのつど自らの見通しを裏切る結果となり、世間からの信用を失う一方だった金融界にとっては前進の一步と言えよう。ただし、だからといって国全体が不良債権問題

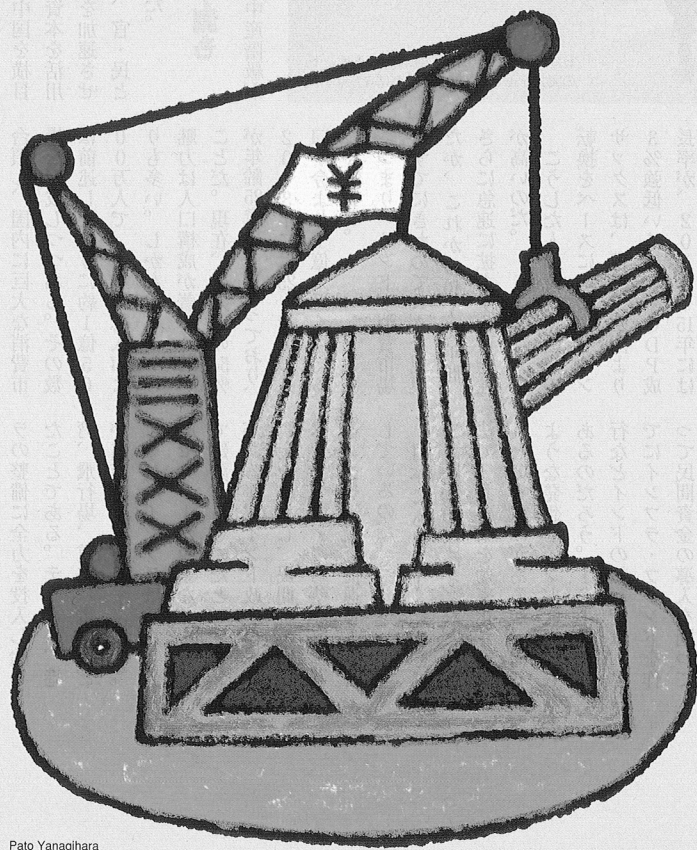
から脱し、日本の金融システムが完全に機能回復したかという点、決して楽観は許されない事情がいくつもある。まず、地域金融機関の問題はまだ解決されていない。金融行政は、地方については03年から05年3月までリレーシヨニング・バンキングの強化に集中するとし、不良債権

処理についての目標を設定しなかった。つまり、大手銀行の扱いとの関係ではダブルスタンダードの状態となっている。その結果、不良債権比率で7%の問題債権を抱えている。

これは、「地域に悪影響を与える」という根拠に基づいているが、果たしてそれが正

当化できるものかどうかは大いに疑問だ。

すべての事業が再生できるわけではないという事実から目を背け、将来性に乏しく再生できない事業や企業を期限もなく、その規模や体制のまま温存しておくことが健全だろうか。資本も人材もそこに固定され、いつまでたっても



Pato Yanagihara



早稲田大学大学院教授  
川本裕子 Kawamoto Yuko

効率的な運営にならない。これは中央でも地方でも同じことだ。地域経済の活性化も、資源分配のダイナミックな変化なくしてはとうてい望めない。地域金融における不良債権処理を遅らせる政策は、その意味で、かえって地域に「冷たい」やり方ではないか。

年内に05年度からスタートする「金融重点強化プログラム」が策定されるが、地域金融機関について不良債権処理目標を設定してはどうか。例えば、郵貯が民営化され、住宅金融公庫が直接融資業務を廃止するなど公的金融に大きな変化が起こる07年までの2年間を目標の期間と定める。

三位一体改革でこの2年間に税源の移譲や交付金などに大きな変化が起こり、地方財政や地方債市場も変化し、資金循環をサポートする地域金融機関にも影響は必至だ。

メガバンクのように行政が半減といった目標を定めるのでも、各金融機関が目標を公表して経営者が責任を問われる形でもよい。地域金融の強化をうたうなら、明確な時間軸付きの目標が要るはずだ。

## 民間金融機関の自立には政策努力が依然必要

銀行が再生を果たしたかという点、決してそうは言えない。なぜなら、銀行は新しい収益モデルを描ききれていないからだ。プライシングはリスクを反映はしておらず、手数料収入の広がりはまだまだである。

行政によるインフラ整備を見ても、業態規制の改革の仕上げとも言える保険商品の窓販についても、2年後に全面解禁の方向が打ち出されているが、保険業界の抵抗がその後強まり、具体施策に移れていない。繰り延べ税金資産、無認可共済への対応も具体化する必要がある。新規参入を促進する一方、退出すべき銀行への厳格な対応も要る。

金融機関が収益改善のために行う努力を不合理に縛る規制も依然少なくない。競争力強化のためにも不断の見直しが必要だ。例えば銀行では開店時間の制限が残存し、午前9時から午後3時まででは必ず開店していなければならないといったことだ。

郵貯民営化はあくまで先進国に例のない巨額な公的資金循環によるゆがみを是正する第一歩であり、出口の改革を加速しなければ完結しない。このままでは自立した金融機関は日本では存在しにくい。

## 投資サービス法による金融市場の環境整備

金融機関が健全な収益力をつけていくためには、とりもなおさず金融機関が投資家や消費者に提供する商品に対して、深い信頼が寄せられていることが前提となる。一方、金融商品の種類は、金融技術の進歩、経済情勢の変動により、投資家や消費者のさまざまなニーズを反映して多様化のスピードが速い。

こうした中で、金融商品については自己責任による売買が原則であるが、同時に一定の透明な取引ルールが整備され、必要な範囲で監督当局による規制が実施され、安心して取引できる環境が整備されなければならない。

ところが、今の金融規制は業規制的な伝統的法体系となっており、硬直性が否めない

反面、新たな金融商品の登場に際して漸進主義的、アドホックな対応を繰り返してきた。その結果、消費者や投資家にとっては、投資対象全体の評価が極めて困難だ。

例えば、不動産関連の金融商品や先物商品、企業再生ファンドの小品商品など商品の可能性は限らない。一方で、証券取引法や先物取引法、商品ファンド法などのさまざまな法律が存在する。こうした状況を打開するためには、「投資サービス法」といった新たな規制枠組みが有効だ。

金融商品の規制を総覧できる法体系が整備されれば、消費者や投資家に対する開示が一般的に確保されるなど保護措置が明確になる一方、金融機関にとっても新商品の扱いに関して規制の予測可能性が格段に進歩し、市場が拡大する。

金融サービスにおける国際競争力ある金融機関や市場を育成するためにも、こうした法整備は不可欠である。

引き続き日本の金融システムの前途には多くの課題が待ち受けている。過度の楽観も悲観も禁物だ。